平成２１年（フ）第３６２号
長崎県佐世保市有福町1372番地２
債務者　豊嶋久美子
１　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３９３号
長崎県西海市崎戸町蠣浦郷1952番地　奥浦団地Ｂ401号
債務者　南　　光男
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４号
長崎県佐世保市もみじが丘町41番地　もみじが丘住宅２棟203号
債務者　柴山　賢児
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
長崎県佐世保市万徳町２番14号
債務者　橋口　将可
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
長崎県佐世保市新行江町1053番地１　あっとホーム三川内、住民票上の住所長崎県佐世保市三浦町８番25号
債務者　市丸　貞夫
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
長崎県佐世保市黒髪町6361番地48　中央団地
債務者　山口　竜介
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
長崎県佐世保市山手町528番地　豊村ハイツ102号
債務者　豊村　晴司
１　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第６号
青森県五所川原市金木町喜良市桔梗野59番地１
債務者　岡田　清仁
１　決定年月日時　平成22年２月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
青森県五所川原市大字毘沙門字下熊石１番地１
債務者　杉山　明徳
１　決定年月日時　平成22年２月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
青森県五所川原市字新町55番地
債務者　平田　裕子
１　決定年月日時　平成22年２月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
東京都多摩市和田1677番地の１リバーサイド・ドリアン202
債務者　鈴木　悦子（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３６５５号
神奈川県綾瀬市大上３丁目７番34号　ユアブランチ102
債務者　中村　泰成
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２号
東京都立川市若葉町３丁目13番地の７アメザワレジデンス303号
債務者　大前　栄一
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３号
栃木県那須塩原市埼玉２番地375
債務者　月井加代子（旧姓薄井・蓮實）
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月14日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第８６９号
静岡市清水区庵原町586番地の16
債務者　高瀬　　泉
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部